

10. 評価書対象事項に係る評価書案の修正の経過及びその内容

10.1 修正の経過

本環境影響評価書の作成にあたっては、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書案（IBC/MPC）審査意見書」（平成30年10月17日付30環総政第491号）に記載された環境局長の意見を勘案するとともに、事業計画の具体化に伴い、評価書案の内容を修正した。

評価書案の修正箇所、修正事項、修正内容及び修正理由は、表10.1-1に示すとおりである。

表 10.1-1 評価書案の修正の経過及びその内容

評価書案の修正箇所	修正事項	評価書における修正内容及び修正理由
8. 環境影響評価の項目	項目	環境局長の審査意見を踏まえ、開催前及び開催後における工事用車両の走行に係る交通安全を選定した。(p. 19、20 参照)
9. 環境及び社会経済に及ぼす影響の内容及び程度並びにその評価		
9.1 大気等	ミティゲーション	環境局長の審査意見を踏まえ、教育施設等に対しての大気汚染への影響の低減に努める計画について追記した。(p. 65 参照)
9.2 騒音・振動	ミティゲーション	環境局長の審査意見を踏まえ、教育施設等に対しての騒音及び振動への影響の低減に努める計画について追記した。(p. 85 参照)
9.3 交通渋滞	ミティゲーション	環境局長の審査意見を踏まえ、教育施設等に対しての車両の影響の低減に努める計画について追記した。(p. 91 参照)

10.2 評価書案審査意見書に記載された環境局長の意見

「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書案（IBC/MPC）審査意見書」（平成30年10月17日付30環総政第491号）に記載された環境局長の意見は、表10.2-1(1)及び(2)に示すとおりである。

表 10.2-1(1) 評価書案に対する環境局長の意見の内容

<p>評価書案は、おおむね「東京2020オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針（実施段階環境アセスメント及びフォローアップ編）」に従って作成されたものであると認められる。</p> <p>なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意し、その記載内容を充実させるとともに一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。</p>	
項目	1. 項目別事項
【主要環境（大気等）】	
<p>（大気等）</p> <p>工専用車両の走行ルートは、沿道環境等への配慮のため、湾岸道路等を極力利用する計画であるとしているが、予測地点周辺には教育施設等が存在すること、また有明北地区の他の会場等の工専用車両との複合影響が見られることから、周辺事業者との情報共有を図り工専用車両の集中を避けるなど環境保全措置を徹底し、事業実施に伴う影響の低減に努めること。</p> <p style="text-align: right;">〔生活環境（騒音・振動）、交通（交通渋滞）と共通〕</p>	
【生活環境（騒音・振動）】	
<p>（騒音・振動）</p> <p>工専用車両の走行ルートは、沿道環境等への配慮のため、湾岸道路等を極力利用する計画であるとしているが、予測地点周辺には教育施設等が存在すること、また有明北地区の他の会場等の工専用車両との複合影響が見られることから、周辺事業者との情報共有を図り工専用車両の集中を避けるなど環境保全措置を徹底し、事業実施に伴う影響の低減に努めること。</p> <p style="text-align: right;">〔主要環境（大気等）、交通（交通渋滞）と共通〕</p>	
【交通（交通渋滞、交通安全）】	
<p>（交通渋滞）</p> <p>工専用車両の走行ルートは、沿道環境等への配慮のため、湾岸道路等を極力利用する計画であるとしているが、予測地点周辺には教育施設等が存在すること、また有明北地区の他の会場等の工専用車両との複合影響が見られることから、周辺事業者との情報共有を図り工専用車両の集中を避けるなど環境保全措置を徹底し、事業実施に伴う影響の低減に努めること。</p> <p style="text-align: right;">〔主要環境（大気等）、生活環境（騒音・振動）と共通〕</p> <p>（交通安全）</p> <p>工専用車両の走行に伴う交通安全については、計画地周辺の公共交通機関への利用経路が、いずれも歩道や歩道橋によって歩車分離が確保されていることから、交通安全の変化は生じないとして、項目の選定を行わないとしている。しかしながら、工専用車両の走行ルート沿道には教育施設や福祉施設等の環境上配慮すべき施設が存在すること、また、有明北地区の他の会場等の工専用車両との複合影響が見られることから、交通安全の項目の選定について再検討を行うこと。</p>	

10.3 意見見解書に記載された意見及び見解

「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書案（IBC/MPC）審査意見書」は、平成30年7月5日に公表し、同年7月5日から8月3日までの30日間にわたり意見募集を行った。都民等から提出された意見書の件数は1件であった。

提出された意見の全文を掲載し、これとともに、意見に対する実施者の見解を以下に示す。

10.3.1 都民等の意見の見解

(1) 環境影響評価の項目に関するもの

項目	1. 大気等	
	意見の内容	実施者の見解
	<p>区の調査結果では、臨海部は区内の他の地域より二酸化窒素濃度が高い傾向が確認されており、工事施工中及び工事完了後の作業機械の稼働や関係車両の通行に伴い排出される大気汚染物質について、環境への影響を適切に評価し、発生抑制に努められたい。</p> <p>大気環境の予測結果を見ると、二酸化窒素や浮遊粒子状物質の濃度に占める建設機械の寄与率は低いが、工事用車両からの土砂や粉じんの飛散防止、低公害型の工事用車両の使用、適切なアイドリングストップ等のエコドライブの実施、工事用車両の走行ルートの配慮等、環境保全のための措置の徹底を図られたい。</p>	<p>工事の実施に当たっては、建設機械による寄与率を極力少なくするよう、大気汚染物質の発生抑制に配慮した施工計画を策定し、排出ガス対策型の建設機械の導入、建設機械の不必要なアイドリングの防止等により、二酸化窒素の影響の低減に努める計画としています。</p> <p>また、工事用車両の走行ルートは、沿道環境への配慮のため、沿道に住居等が比較的存在しない湾岸道路等を極力利用する計画としています。</p> <p>さらに、土砂や粉じんの飛散防止のため、必要に応じて出入口付近でタイヤ洗浄を実施するほか、低公害型の工事用車両の使用、適切なアイドリングストップ等のエコドライブ実施等に努める計画としています。</p>

項目	2. 騒音・振動	
	意見の内容	実施者の見解
	<p>工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動に関しては、法定速度の遵守やアイドリングストップの徹底など、騒音・振動の発生抑制に努められたい。建設機械の稼働に伴う騒音・振動に関しては基準値を満足しているとはいえ、近隣住民からの苦情等には、窓口を設置するなど真摯に対応されたい。</p>	<p>工事用車両の走行ルートは、沿道環境への配慮のため、沿道に住居等が比較的存在しない湾岸道路等を極力利用するほか、規制速度の遵守、アイドリングストップ等のエコドライブ及び定期的な整備点検等により、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動の影響の低減に努める計画としています。</p> <p>また、公衆の見やすい場所に現場事務所等の連絡先を表示し、住民からの問い合わせに対しては、迅速かつ適切な対応を行う計画としています。</p>

10. 評価書対象事項に係る評価書案の修正の経過及びその内容

項目	3. 交通渋滞	
	意見の内容	実施者の見解
	<p>工事車両の集中稼働により、計画地周辺での交通渋滞が確認された場合は、工事の一時中止を検討するなど、周辺交通への過大な影響を及ぼすことのないよう取り計らわれない。</p> <p>有明北地区3-1街区・住友不動産などの民間開発の建設も踏まえ、より広域の事業者と情報共有を図り、交通渋滞の抑制に努められたい。</p> <p>有明地区においては、有明アリーナ、有明体操競技場、BMXコース、有明テニスの森など各競技施設が整備されるほか、民間による開発も行われている。地域内における各種工事が同時施工されることから、工事車両の集中、歩行者・車両の交通安全及び工事現場周辺の環境保全等について、関係者により設けられた協議の場において、関係者相互に連携、調整を行い、工事を円滑に遂行されたい。</p>	<p>工事用車両の走行ルートについては、交通渋滞による影響を軽減するため、極力、生活道路の利用を回避し、湾岸道路等を利用する計画としています。</p> <p>また、工事の実施に当たっては、工事用車両の集中を避けるため、可能な限り工事工程の平準化に努めるほか、交通整理員の配置等により、周辺交通への影響の低減に努めます。</p> <p>さらに、有明北地区における他の会場等の建設の状況を十分把握した上で、本工事の工事車両運行計画を作成していきます。</p>

項目	4. 交通安全	
	意見の内容	実施者の見解
	<p>環境影響評価として選択しなかった項目の交通安全について、理由欄には「児童の登下校に配慮する」とあるが、工事用車両走行ルート沿いには保育施設も設置されており、その利用に関しては、児童とは異なる態様（自転車等の送迎、日中の出入り等）となるため、運転者に指導を徹底し、通行者の安全確保に万全を期すこととされたい。</p>	<p>工事用車両の走行ルートについては、極力、生活道路の利用を回避し、湾岸道路等を利用する計画としています。</p> <p>工事用車両の走行に当たっては、工事用車両の集中を避けるため、可能な限り工事工程の平準化に努めるほか、自転車等の巻き込み事故防止のため、交差点右左折時の徐行及び安全確認、歩道進入時の一時停止及び安全確認を行うよう運転者に対する指導を徹底させ、児童及びその保護者、その他歩行者の交通安全を徹底する計画としています。</p>